

自動車リサイクル法に基づく
フロン類回収業者登録申請の手引き

岩手県環境生活部資源循環推進課

令和5年10月

目 次

フロン類回収業者登録申請について

1	フロン類回収業とは	・ ・ ・ ・ ・	p 1
2	フロン類回収業者登録申請の流れ	・ ・ ・ ・ ・	p 1
3	留意事項	・ ・ ・ ・ ・	p 1
4	よくある御質問 (FAQ)	・ ・ ・ ・ ・	p 3
別添 1	フロン類回収業者の行為義務	・ ・ ・ ・ ・	p 4
別添 2	添付書類一覧	・ ・ ・ ・ ・	p 6
別添 3	登録申請書の記載例	・ ・ ・ ・ ・	p 7
別添 4	変更届出書の記載例	・ ・ ・ ・ ・	p 10
別添 5	廃業届出書の記載例	・ ・ ・ ・ ・	p 13
別添 6	受付窓口（連絡先）一覧	・ ・ ・ ・ ・	p 14

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）、同施行令及び同施行規則は
総務省 HP <https://elaws.e-gov.go.jp/> の「e-Gov 法令検索」から参照できます。

○自動車リサイクル法関係申請の様式は、岩手県の公式ホームページ
<https://www.pref.iwate.jp/> からダウンロードできます。

トップページ > くらし・環境 > 環境 > 廃棄物関連様式集
> 資源循環推進課関係様式集（自動車リサイクル法関係）

1 フロン類回収業とは

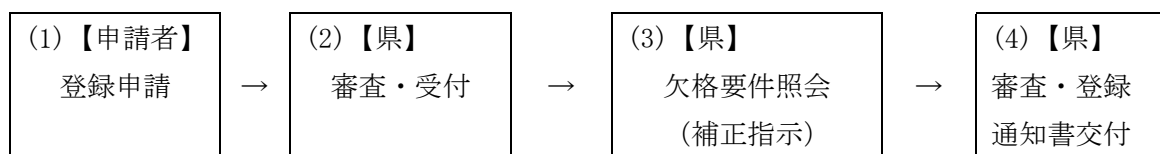
自動車の所有者から使用済み自動車の引取りを行う事業を「引取業」と言い、県知事の登録を受けた者を「引取業者」と言います。

引取業者から使用済み自動車を引取り、カーエアコンからフロン類の回収を行う事業を「フロン類回収業」と言います。フロン類回収業を行おうとする者は県知事の登録を受ける必要があり、登録を受けた者を「フロン類回収業者」と言います。

フロン類回収業者は使用済み自動車から適切にフロン類を回収し、自ら再利用する分を除いて、自動車製造者等又は指定再資源化機関に引き渡します。なお、引き渡した場合はフロン類回収料金を請求することができます。フロン類を回収した後の使用済み自動車は次工程の解体業者に引き渡されます。

フロン類回収業者の行為義務を別添 1 に示します。

2 フロン類回収業者登録申請の流れ



(1) フロン類回収業者登録申請書は、所定の様式に必要事項を記載し、規則で定める書類（別添 2 及び 3 を参考としてください。）を添付して受付窓口（別添 6 のとおり。）に 2 部提出してください。うち 1 部は控えですので添付書類はコピーで構いません。審査手数料として岩手県収入証紙（新規・更新とも）4,500円分を貼付してください。

(2) 受付窓口では必要書類が揃っているか、必要事項が記載されているか形式審査を行った上で受付を行います。控えには受付印を押印され返却されます。

(3) 受付後、県では検察庁等に対し欠格要件照会を行います。また、申請内容に不備がある場合、申請者に記載内容の補正指示を行う場合もあります。

(4) 問題が無ければ登録通知書が交付されます。

なお、標準処理日数は 30 日（土日、祝日や申請書の不備等の補正に要した期間を除く）ですので、余裕を持って申請してください。

3 留意事項

(1) 次に該当する場合は登録が拒否されることがありますので十分に注意してください。

- ・申請者（法人の場合は役員を含む）が欠格要件に該当すること。なお、欠格要件は誓約書の第 1 号から第 7 号に記載されているとおりです。

- ・次の基準に適合していないこと（基準はいずれも満たす必要があります）。
 - ① 申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
 - ② 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。
 - ・申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けていること。
- (2) 登録の有効期間は5年間です。有効期間満了日を過ぎてからの更新申請は新規申請扱いとなりますので、期限切れとならないよう注意してください。更新申請は概ね有効期間満了日の2か月前から受け付けています。
- なお、更新申請書の提出が有効期間満了日間近となってしまった場合、県における事務手続き中に有効期間満了日を迎える場合がありますが、登録（又は登録拒否）の処理がなされるまでは従前の登録が有効となります。
- (3) 県に対する登録申請とは別に、(公財)自動車リサイクル促進センターが運用する**自動車リサイクルシステム**への登録が必要となります。詳しくは<http://www.jars.gr.jp/>を確認するか、自動車リサイクルコンタクトセンター（050-3786-7755、受付時間 9：00～18：00（土日祝日・年末年始等を除く））にお問い合わせください。
- なお、更新登録を受けた際も**自動車リサイクルシステムの更新手続き**が必要です。
- (4) 登録を受けた後、次の事項を変更した場合はフロン類回収業者変更届出書の提出が必要です（手数料不要）。別添4を参考として記載してください。
- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・ 事業所の名称及び所在地
 - ・ 法人である場合においては、その役員の氏名
 - ・ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
 - ・ 回収しようとするフロン類の種類
 - ・ 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力（回収しようとするフロン類の種類が変更される場合に限る）
 - ・ フロン類回収設備の数（回収しようとするフロン類の種類が変更される場合に限る）
- (5) フロン類回収業を廃業した場合はフロン類回収業廃業等届出書の提出が必要です。登録を受けていた個人が亡くなった場合や法人が解散した場合も提出が必要です。別添5を参考として記載してください。なお、登録通知書（原本）を添付してください。
- (6) 使用済自動車は、有償で売却されるものであっても廃棄物処理法上の「廃棄物」となり、廃棄物の保管の基準や運搬の基準が適用されます。不適正保管については廃棄物処理法による指導や命令等の対象となる場合がありますので留意してください。

なお、登録を受けたフロン類回収業の業務に必要な範囲で使用済自動車を運搬・保管するに当たっては、廃棄物処理法の収集運搬業の許可は不要です。

また、廃棄物処理法に基づく書面による委託契約書の作成義務及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付義務も適用されません。ただし自主的に書面により委託契約を締結することは差し支えありません。

4 よくある御質問（FAQ）

1. Q 使用中の自動車の整備においてフロン類を回収する場合、本登録は必要ですか？

A 本登録制度は使用済自動車からフロン類を回収する場合に必要な登録制度であり、使用中の自動車からフロン類を回収する行為については対象外です。

なお、自動車の整備の際のフロン類の回収に係る規定は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（いわゆるフロン排出抑制法）において定められています。

2. Q フロン類回収設備の能力によって取扱える使用済自動車の種類に制限はありますか？

A 法令上はありません。なお、フロン排出抑制法において、フロン類充填量が50kgを超える場合は、200g/min以上の能力を有する回収設備が必要とされているので参考としてください。

3. Q 申請書や誓約書への押印は必要ですか？

A 不要ですが、押印されていても構いません。なお、行政書士に手続きを依頼する場合は、行政書士への委任状に押印が必要です。また、申請書には、行政書士の記名及び職印の押印が必要です。

4. Q 「登記されていないことの証明書」の郵送での交付申請を行いたいのですが？

A 郵送の場合、東京法務局民事行政部後見登録課（TEL 03-5213-1360）に申請する必要があります。

〒102-8226

千代田区九段南1丁目1番15号九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

詳細はHP（<https://houmukyoku.moj.go.jp/morioka/static/77toukisarereinai.html>）にて確認してください。

5. Q 「執行役員」は役員に該当しますか？

A 法人登記簿謄本において取締役として記載されていない方でも、社内において、取締役と同等又はそれ以上の役割がある方は該当しますので、会社として判断してください。

別添1 フロン類回収業者の行為義務

第11条（引取義務）

フロン類回収業者は、引取業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければなりません。

第12条（回収義務）

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従い、当該使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類を回収しなければなりません。

フロン類の回収に関する基準			
1 冷媒回収口における圧力の値が、一定時間経過した後、フロン類の充填量の区分に応じ、それぞれに掲げる圧力以下になるよう吸引すること。	フロン類充填量	2 k g 未満	2 k g 以上
	圧力	0.10 MPa	0.09 MPa
2 フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。			

第13条（フロン類の引渡義務）

フロン類回収業者は、前条の規定によりフロン類を回収したときは、自ら当該フロン類の再利用をする場合を除き、自動車製造業者等又は指定再資源化機関に、引取基準に従い、当該フロン類を引き渡さなければなりません。

フロン類回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）は、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければなりません。

フロン類の引取基準
性状、荷姿、引取方法について定められています。 ※詳細は自動車再資源化協力機構のホームページを参照してください。

フロン類の運搬に関する基準
1 回収したフロン類の移充てん（回収したフロン類を充てんする容器（以下「フロン類回収容器」という。）から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。）をみだりに行わないこと。
2 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

第 14 条（使用済み自動車の引渡義務）

フロン類回収業者は、フロン類を回収したときは、速やかに、当該フロン類を回収した後の使用済自動車を解体業者に引き渡さなければなりません。

第 59 条（標識の掲示）

フロン類回収業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、次の標識を掲げなければなりません。

- ・ 標識……………フロン類回収業者であることを示すこと。
- ・ 標識の大きさ…縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさとする。
- ・ 標識の内容……①フロン類回収業者の氏名又は名称
②フロン類回収業者の登録番号

第 81 条（移動報告）

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったとき・引き渡したとき及び回収したフロン類を引き渡したときは、三日以内に、自動車リサイクルシステムにより情報管理センターに報告しなければなりません。

第 81 条第 5 項（フロン類年次報告）

フロン類回収業者は、毎年 4 月 30 日までに、前年度のフロン類回収量等を、自動車リサイクルシステムにより情報管理センターに報告しなければなりません。

別添2 添付書類一覧

フロン類回収業に係る登録申請手数料及び添付書類等（新規・更新登録申請、変更届）

- 1 登録申請手数料（岩手県収入証紙）
4, 500円（新規・更新とも同額です）

2 様式及び添付書類

番号	項目	登録申請		変更届						
		新規	更新	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	事業所の名称及び所在地	法人である場合には、その役員の氏名	未成年者である場合法定代理人の氏名及び住所	回収しようとするフロン類の種類	フロン類回収設備の種類及び処理能力…※4	フロン類回収設備の数…※4
1	フロン類回収業者登録（更新）申請書（様式第三）	○	○	—	—	—	—	—	—	—
2	フロン類回収業者変更届出書（様式第四）	—	—	○	○	○	○	○	○	○
3	法第56条第1項各号に該当しないことを誓約する書面（別記様式第16号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
①申請者が個人の場合	4 申請者の住民票の写し…※1	○	○	○	—	—	—	—	—	—
	5 登記されていないことの証明書…※2	○	○	○	—	—	—	—	—	—
	6 未成年者である場合においては、法定代理人の住民票の写し…※1及び登記されていないことの証明書…※2 法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書…※3	○	○	—	—	—	○	—	—	—
②申請者が法人の場合	4 登記事項証明書…※3	○	○	○	—	○	—	—	—	—
	5 役員の住民票の写し…※1	○	○	—	—	○	—	—	—	—
	6 役員の登記されていないことの証明書…※2	○	○	—	—	○	—	—	—	—
7	フロン類回収設備の所有権（所有権を有しない場合は使用する権原）を証する書類	○	○	—	—	—	—	○	○	○
8	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	○	○	—	—	—	—	○	○	○

- ・住民票の写し等公的機関から発行される証明書等は、3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。
- ・行政書士が代理人として手続を代行する場合は、委任状を添付してください。

※1 市町村発行の証明書原本。本籍地（外国籍の場合は国籍・地域）の記載があり、マイナンバーの記載がないもの。

※2 成年被後見人・被保佐人に登記されていないことの証明書。請求先：法務局（盛岡地方方法務局戸籍課 盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号（盛岡第2合同庁舎） 電話 019-624-1141）。提出できない場合は、当該業務を適切に行うことができることを証する書類を提出していただく必要があるため、受付窓口で事前にご相談ください。

※3 法人登記簿謄本（更新申請の場合は履歴事項全部証明書が必要です。新規申請の場合は現在事項全部証明書でも構いません。）。請求先：法務局（盛岡地方方法務局登記部門 盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号（盛岡第2合同庁舎） 電話 019-624-1141）。

※4 回収しようとするフロン類の種類を変更する場合に限ります。

別添3 登録申請書の記載例

様式第三（第五十条関係）

フロン類回収業者 ~~登~~ ~~録~~ 申請書
登録の更新

「登録」と「登録の更新」で該当しない方を二重線で消してください。

更新の場合は、登録通知書を確認の上、登録番号と登録年月日を記入してください。

※登録番号	2003××××××××
※登録年月日	令和×年×月×日 令和○年△月□日

岩手県知事 達増 拓也 殿

(郵便番号) 〒○○○-○○○○
住 所 岩手県○○市△△町□番×号
氏 名 株式会社○○自動車
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ○○○-○○○-○○○○

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名
いわて たろう 岩手 太郎 いわて はなこ 岩手 花子 いわて じろう 岩手 次郎	代表取締役 取締役 監査役

- ① 法人の登記事項証明書に記載の役員全員について記載してください。
- ② 役員以外にも業務を執行する執行役員がいる場合には記載してください。
- ③ 記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載し、役員の氏名一覧を添付してください。

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代
と。）

(ふりがな) 氏 名	該当なし
住 所	(郵便番号) 電話番号

該当がない場合は、「該当なし」と記載してください。

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称	該当なし
(ふりがな) 代表者の氏名	

該当がない場合は、「該当なし」と記載してください。

住 所	(郵便番号)	電話番号
-----	--------	------

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名
該当なし	該当がない場合は、「該当なし」と記載してください。

事業所の名称及び所在地

名 称	株式会社〇〇自動車リサイクルセンター
所 在 地	(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇 岩手県〇〇市△△町▲▲番■ ■号
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

フロン回収を行う**事業所が複数ある場合**は、事業所ごとに欄を複数設けるか、「別紙のとおり」と記載し、事業所一覧を別途作成し、添付してください。

回収しようとするフロン類の種類

C F C	○
H F C	○

- ① 回収しようとするフロン類の種類に○を付けてください。
- ② **事業所が複数ある場合**は、事業所ごとに欄を複数設けるか、「別紙のとおり」と記載し、「事業所一覧」に①の内容を記入してください。

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	
C F C 用	台	
H F C 用	台	
C F C、H F C 兼用	1 台	

- ① フロン類の回収に用いる設備の台数を設備の種類及び能力ごとに記入してください。
- ② **事業所が複数ある場合**は、事業所ごとに欄を複数設けるか、「別紙のとおり」と記載し、「事業所一覧」に①の内容を記入してください。
- ③ 次の内容を説明する書類を設備ごとに添付してください。
ア) 設備の所有権（使用权）を示す書類（納品書の写し、貸借契約書の写し等）
イ) **回収するフロンの種類・能力を示す書類（カタログ・仕様書類）**

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」に記載すること。
 - 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものを記入すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別添4 変更届出書の記載例

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

令和〇年△月□日

岩手県知事 達増 拓也 様

（郵便番号）〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 岩手県〇〇市△△町□番×号

氏 名 株式会社〇〇自動車

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

令和××年××月××日付け第2003×××××××号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	①役員の変更 代表取締役 いわて たろう 岩手 太郎 取締役 いわて かずお 岩手 一男（就任） 監査役 いわて はなこ 岩手 花子 ②事業所の変更 株式会社〇〇自動車販売本店 株式会社〇〇自動車販売〇支店（追加） （追加する事業所は別紙のとおり） ③回収しようとするフロン類の種類、フロン類回収設備の種類及び処理能力、フロン類回収設備の数の変更 株式会社〇〇自動車販売〇店 （変更内容は別紙のとおり）	①役員の変更 代表取締役 いわて たろう 岩手 太郎 取締役 いわて じろう 岩手 次郎（退任） 監査役 いわて はなこ 岩手 花子 ②事業所の変更 株式会社〇〇自動車販売本店 株式会社〇〇自動車販売△支店（廃止）
変更の理由	①役員変更のため。 ②事業所の移転のため。 ③設備更新のため。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別紙) 追加する事業所

事業所の名称及び所在地		
(ふりがな) 名 称	かぶしきがいしゃまるまるじどうしゃはんばいまるでん 株式会社〇〇自動車販売〇店	
所 在 地	(郵便番号) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 岩手県〇〇市△△町▲▲番■ ■号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
回収しようとするフロン類の種類		
C F C	○	
H F C	○	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
C F C 用	台	台
H F C 用	台	台
C F C、H F C 兼用	1 台	台

本別紙を使用するほか、様式第三の別紙を使用しても構いません（変更前後を明記すること）。

(別紙) 回収しようとするフロン類の種類、フロン類回収設備の種類及び処理能力、
フロン類回収設備の数の変更

事業所の名称及び所在地				
(ふりがな) 名 称	かぶしきがいしゃまるまるじどうしゃはんばいしかくてん 株式会社〇〇自動車販売〇店			
所 在 地	(郵便番号) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 岩手県〇〇市△△町▲▲番■ ■号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
回収しようとするフロン類の種類				
	変更前		変更後	
C F C	○		○	
H F C	—		○	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数				
設備の種類	能 力			
	変更前		変更後	
	200g/min 未満	200g/min 以上	200g/min 未満	200g/min 以上
C F C 用	台	1 台	台	1 台
H F C 用	台	台	台	1 台
C F C, H F C 兼用	台	台	台	台

本別紙を使用するほか、様式第三の
別紙を使用しても構いません（変更前
後を明記すること）。

別添5 廃業届出書の記載例

別記様式第17号

フロン類回収業廃業等届出書

令和〇年△月□日

岩手県知事 達増 拓也 様

登録証を確認して、登録日と登録番号及び引取業の登録を受けた者について記載してください。

(郵便番号) 〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 岩手県〇〇市△△町□番×号
氏 名 株式会社〇〇自動車
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

令和××年××月××日付け第2003××××××号で登録を受けたフロン類回収業を廃業したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条で準用する第43条第1項の規定により、次のとおり届け出します。

廃業したフロン類回収業の登録を受けた者	住 所 岩手県〇〇市△△町□番×号 氏 名 株式会社〇〇自動車 代表取締役 いわて たろう 岩手 太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
廃業の理由	フロン類回収業を廃業するため。

届出者

届出者義務者及び廃業の理由は次の表のとおりです。「廃業の理由」欄には①～⑤の内容を参考に記載してください。

	廃業の理由	届出義務者
①	死亡のため	相続人
②	法人が合併により消滅したため	その法人を代表する役員だった者
③	法人が破産し、解散したため	破産管財人
④	②、③以外の理由で法人が解散した場合（具体的な理由を記載すること。）	清算人
⑤	フロン類回収業を廃業するため	引取業者であった個人又は法人の代表者

※ 表の⑤以外の理由により廃業する場合は、廃業の理由及び届出義務者であることを確認できる書類を添付してください。

別添6 受付窓口（連絡先）一覧

広域振興局名	住所 電話番号・FAX 番号	所管する市町村
盛岡広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	盛岡市内丸 11-1 019-629-6583・019-629-6594	八幡平市・滝沢市・葛巻町・岩手町・雫石町・矢巾町・紫波町 ※
県南広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	奥州市水沢大手町 5-5 0197-48-2422・0197-25-4106	奥州市・金ヶ崎町
花巻保健福祉環境センター (環境衛生課)	花巻市花城町 1-41 0198-41-5405・0198-24-9240	花巻市・北上市・遠野市・西和賀町
一関保健福祉環境センター (環境衛生課)	一関市竹山町 7-5 0191-26-1412・0191-23-0579	一関市・平泉町
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	釜石市新町 6-50 0193-27-5523・0193-25-2294	釜石市・大槌町
宮古保健福祉環境センター (環境衛生課)	宮古市五月町 1-20 0193-64-2218・0193-63-5602	宮古市・岩泉町・山田町・田野畑村
大船渡保健福祉環境センター (環境衛生課)	大船渡市猪川町字前田 6-1 0192-22-9814・0192-27-4197	大船渡市・陸前高田市・住田町
県北広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	久慈市八日町 1-1 0194-53-4987・0194-52-3919	久慈市・洋野町・普代村・野田村
二戸保健福祉環境センター (環境衛生課)	二戸市石切所字荷渡 6-3 0195-23-9219・0195-23-6432	二戸市・軽米町・一戸町・九戸村
県庁・資源循環推進課	盛岡市内丸 10-1 019-629-5380・019-629-5369	—

- ・事業所の所在地を所管する受付窓口申請書を提出してください。
- ・事業所が複数ある場合は、原則として申請者の住所地（法人にあっては本店所在地）を所管する受付窓口申請書を提出してください。住所地や本店所在地が岩手県外や盛岡市内の場合は、主たる事業所の所在地を所管する受付窓口申請書を提出してください。

※盛岡市内の事業所については、別途、次の窓口にご相談ください。

盛岡市環境部廃棄物対策課	盛岡市若園町 2-18 (019-651-4111 (代))	盛岡市
--------------	-----------------------------------	-----